

５．地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（一般会計）

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

６９，６２３千円

（歳出）

・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

４０４，８５９千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	医療費助成事業	35,857	17,434			6,137	12,286
	児童手当	84,020	69,744			4,756	9,520
	障害者自立支援事業	101,309	70,692			10,200	20,417
	子ども子育て支援交付金事業	12,518	8,926			1,197	2,395
	小計	233,704	166,796	0	0	22,290	44,618
社会保険	国民健康保険事業（基盤安定繰入）	35,245	26,830			2,804	5,611
	後期高齢者医療広域連合負担金	36,001				11,994	24,007
	介護給付費繰入金	75,789				25,250	50,539
	介護保険地域支援事業繰入金	3,681				1,226	2,455
	小計	150,716	26,830	0	0	41,274	82,612
保健衛生	地域医療連携事業	4,000	94		1,250	885	1,771
	母子保健事業	7,663	607			2,351	4,705
	（がん）疾病予防対策事業	8,776	302			2,823	5,651
	小計	20,439	1,003	0	1,250	6,059	12,127
合計		404,859	194,629	0	1,250	69,623	139,357

※「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

※「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

※「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。